

Q. 外注費と給与の違いはどのような所にありますか？①

税理士でも判断が迷うポイントの1つに、**外注費なのか給与なのかという問題**があります。単純に言えば、従業員（社員やアルバイト）に支払うお金は給与で、外部の業者に払うお金は外注費となるわけですが、**実際にはこの判別が明確にできない場合がある**のです。この点はよく、**税務調査でも問題**なる部分です。

会社としては、外注費として処理したいケースがほとんどです。なぜなら、給与ではなく外注費となると、

①**消費税が減る（給与だと消費税は減らない）**

②**社会保険料が不要になる（給与なら社会保険に加入しなければならない）**

の2点が大きく違うポイントなのです。しかし**税務調査では、外注費として処理したものを疑ってきますし、実際に判別が難しいので頭が痛いところ**でもあります。

例えば、このようなケースはどうでしょうか。雑貨を販売する店舗を営んでいる会社ですが、最近ではホームページを作成して、インターネットでも雑貨の販売をしています。当初、ホームページは外部の業者に作ってもらい販売を開始しましたが、思った以上にホームページから売上があがりました。

しかし実際にホームページでの販売をしてみると、楽天など他のサイトでも販売しようと考えたり、新製品などを追加してもらうなどの作業が都度発生することもあり、社内にインターネットに詳しい人間を置きたくなりました。

そこでたまたま、知人の紹介でネット販売に詳しい人が見つかったのです。彼はまだ若いのですが、会社に勤めているわけではなく、いわゆる「フリーランス」として1人で働いています。この方に依頼して、社内に週3～4日常駐してもらい、ホームページの改修をお願いしました。

さて、この方に支払うお金は給与でしょうか？それとも外注費でしょうか？

非常に単純化して書きましたが、実はこれらの情報だけでは判別できません。会社側がパソコンを用意し、インターネット回線も会社のものを使用して作業をした場合、外注費ではなく給与と税務署に言われる可能性が高くなります。なぜなら、仕事をする道具・材料を会社が提供しているのだから、従業員と変わらないではないか？という論理です。

では**外注費と給与を判別する基準はどこにある**のでしょうか。②で詳しく解説したいと思います。

（平成25年9月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。）